

[ 特集：比較教育学とボーダースタディーズ ]

## 「境界」としての学校

—— カンボジアの学校教育を通じたベトナム系住民の排除と包摂 ——

萩 巢 崇 世

はじめに：「誰ひとり取り残さない」学校教育の矛盾

持続可能な開発目標の4つ目のゴールは「質の高い教育をみんなに」であり、学校教育への公正で包摂的なアクセスを拡大することはその中心課題の一つになっている。この目標は、多くの教育関係者が信じている通り、学校教育を普及・拡大していけば、いつの日か「誰ひとり取り残さない」完全な包摂が実現することを前提としている。しかし現実には、学校教育は国民国家の成立・維持に欠かせない社会装置であり、森下稔が述べる通り、「国民教育制度が国家によって営まれている」<sup>(1)</sup>からこそ、学校教育は排除を避けては通れない。いわゆる「外国につながる子ども」をはじめとして、日常的に国境をまたぐ移動をしながら生活する子どもや、親の移動に伴ってトランスナショナルに生活する子ども、非正規滞在や無国籍状態の子どもなどの国民国家の枠組みから外れて生きる子どもたちの存在は、国民教育制度としての学校教育ではそもそも想定さえされていない。現に、日本の現行教育基本法は、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」(第一条)を教育の目的としており、外国籍や無国籍の子どもを公教育の対象として見なしていないのが現状である<sup>(2)</sup>。こうした学校教育における、また学校教育を通じた排除については、特に教育社会学の中で、学校が抱える解決すべき課題として研究され、解決策が模索されてきた。

しかし、学校という場、学校教育という営み自体が排除を前提として成立しているという事実に立ち戻ると、排除と包摂の関係は排除から包摂へという発展的な矢印としてではなく、包摂のために排除がなくてはならないという矛盾を孕んだ関係として捉え直すことが必要なのではないか。規範の学としての教育学においては、教育を受ける権利の観点から、すべての子どもが学校教育に包摂されるべきとして議論が進められてきた一方で、学

(1) 森下稔「ボーダースタディーズに出会った比較教育学の研究動向」『境界研究』10号、2020年、93-101頁、93頁。

(2) 後述する通り、実際の学校教育は法令上の境界だけで動いているわけではなく、自治体、学校、教師たちの努力に依存する形で、こうした子どもの受け入れを行なっている。

学校教育が排除を前提に機能していることについては、正面からの議論がなされてきたとは言いがたい<sup>(3)</sup>。境界研究で理論化が進められてきた「矛盾するプロセス」としての境界概念<sup>(4)</sup>や境界の「透過性(permeability)」の議論<sup>(5)</sup>は、学校教育を通じたこの排除と包摂の緊張関係を捉えるのに非常に役立つ。さらに、「境界づける」(bordering)機能に焦点を当てて学校教育という営為を捉え直すことにより、この機能を軸として学校教育を比較し理論化していくことも可能になるだろう。周辺の視点、つまり学校教育から疎外されがちな人々の視点から学校教育の機能を捉え直すことで、誰が、いつ、なぜ、どのように学校教育に排除されたり包摂されたりするのかを問うことを可能にするとともに、国民教育の場としての学校教育の問題点や限界を照らし出すことにも繋がると考えられる。本稿は、その試論として、カンボジアに住む無国籍のベトナム系住民を事例として、境界(border)としての学校と境界づけ(bordering)としての学校教育に焦点を当てて、「境界」概念を用いて学校を通じた排除と包摂の緊張関係を理解することを試みる。

## 1. 学校教育と「境界」：教育学研究における理論的空洞

近代公教育制度の成り立ちを振り返れば、そこにはいくつもの境界が引かれていることに気づく。制度としての公教育とその中核を担う学校教育は、近代国家の建設にともなう国民統合、産業革命の進展による新しい社会の担い手づくり、およびそれらの人材の分配を目的として成立してきた<sup>(6)</sup>。それまで家庭や伝統的な教育機関で私的に営まれていた教育の大部分が、義務・無償・世俗を原則とし、すべての国民を対象とする学校教育(とりわけ初等教育)へと組織化・制度化されていったのが19世紀中頃以降のことである。学校教育は近代国家にとって不可欠の社会装置として成立してきたのである。こうした学校教育の制度化の歴史から、学校教育が様々な境界づけ—自国民とは誰なのか、教育段階や

(3) 比較教育学において、学校教育は既にある国境や境界の内側で行われるものとの前提で「比較」がおこなわれてきたきらいがあるうえ、一国内または地域内の中心—周辺の比較においても、中央の教育政策がどの程度、農村部や僻地等の周辺地域に届いているかという視点で比較研究がおこなわれてきた。例えば、フランス・ヴァヴラス(Frances Vavrus)とレズリー・バートレット(Leslie Bartlett)が提示した垂直的事例研究(vertical case study)の方法は、一つの国・地域内の多様性を捉えるのには効果的だが、国や地域は所与のものとし、領域や境界それ自体のあり方については議論の余地がない。詳しくはFrances Vavrus and Lesley Bartlett, *Critical Approaches to Comparative Education: Vertical Case Studies from Africa, Europe, the Middle East, and the Americas*, 1<sup>st</sup> edition (New York: Palgrave Macmillan, 2009), pp. 1–20.

(4) ディーナーとヘーガンによれば、境界は「機会と不安の領域、接触と対立のゾーン、協力と競合の場、両義的なアイデンティティや差異に伴う攻撃的な主張が行われる場」など、矛盾した、論争的な性質を持つとされ、そのことが境界研究の振起をもたらしたとしている。アレクサンダー・C. ディーナー／ジョシュア・ヘーガン、川久保文紀訳『境界から世界を見る：ボーダースタディーズ入門』岩波書店、2015年、20頁。

(5) 同上、90–91頁。

(6) 斉藤利彦、佐藤学編『近現代教育史』学文社、2016年、23頁。

学校種をどう分けて組織するか、何を正統な学校知とするか—によって成り立っていることが窺える。学区や学校区という考え方は、まさに学校教育による領域の境界づけの例だし、学校の中にも、たとえば日本では伝統的に〈学級〉という非常に頑丈な境界が引かれていて、外部からは容易にアクセスできない〈学級王国〉とも揶揄されるような生活共同体を形成してきた<sup>(7)</sup>。180年余りの近代学校教育の歴史は、これらの境界づけと境界の引き直しの連続としても捉えることができよう。

実際に、教育学においてこれらの「境界」を扱った研究は少なくない。様々な研究の系譜を雑駁に分類すれば、①教育の分類(フォーマル教育、ノンフォーマル教育など)や学校種(学校教育法第一条に定められたいわゆる1条校、盲学校・聾学校・養護学校、外国人学校など)に関わる、教育制度に内包された「境界線」を扱った研究<sup>(8)</sup>、②カリキュラムや学校知の「境界」に関わる研究<sup>(9)</sup>、③物理的な境界・国境の問題をどう教えるかという教科教育の実践的研究<sup>(10)</sup>、④越境する人々の視点から学校教育を捉え直そうとする研究<sup>(11)</sup>、の4つに大別できる。学校教育は様々な「境界」との関わりの中で発展し、「境界」に関する議論は教育学研究の中でも多面的に展開されてきている。しかし、先行研究では学校教育の中の境界、または学校教育がどのように既存の国境・境界を扱ってきたのかが議論の中心であった一方で、学校教育がどのように境界を生み出してきたのか、つまり学校教育を通した「境界づけ」については十分な注意が払われてこなかったことも合わせて指摘できよう。国際社会が完全に包摂的な学校教育という幻想を追い求めてきた背景には、国民教育としての学校教育が、むしろ積極的に特定の人々を排除したり他者化したりする役割を担ってきたことについて十分な理論化が行われておらず、理論的空洞が生まれてしまっていることがあるのかもしれない。

こうした状況に対して、比較教育学者のスーザン・ロバートソン(Susan Robertson)は、批判的境界研究の知見を引きながら、境界(と境界で囲まれた領域)を所与のものとして内と外を比較するのではなく、学校教育が、何を／誰を、どのように可視化／不可視化し、

(7) 柳治男『「学級」の歴史学：自明視された空間を疑う』講談社、2005年、180頁。

(8) たとえば、木村元編『境界線の学校史：戦後日本の学校化社会の周縁と周辺』東京大学出版会、2020年。

(9) カリキュラム研究者の浅沼茂は、教科間の境界づけの様相を「学問領域間の陣地取り合戦」と呼び、古文や漢文、数学などの古代からの学問と、法学や工学、医学などの実学とが、カリキュラムという有限の枠組みの中でせめぎ合い、技術革新と社会生活の変化にともなって境界が塗り替えられていく、という見方を提示している。浅沼茂「第1章 カリキュラムと学習」浅沼茂、奈須正裕編『カリキュラムと学習過程』放送大学教育振興会、2016年、21頁。

(10) 坂井俊樹、浪川健治編、森田武監修『ゆれる境界・国家・地域にどう向きあうか：歴史教育と歴史学の協働をめざして』梨の木舎、2009年。

(11) 主要なものには以下の研究がある。志水宏吉、山本ベバリーアン、鍛治致、ハヤシザキカズヒコ『「往還する人々」の教育戦略：グローバル社会を生きる家族と公教育の課題』明石書店、2013年；額賀美紗子編『移民から教育を考える：子どもたちをとりまくグローバル時代の課題』ナカニシヤ出版、2019年。

統治可能化(governable)／統治不能化しているのかという視点で、学校教育における境界づけの政治的側面に注意を払う必要があると警鐘を鳴らしている。とりわけ、学校教育が制度や内容を通して領域・空間・人々を分割し、支配層に有利になるように優先順位をつけるそのプロセス、つまり境界づけ(bordering)とそれによる順序づけ(ordering)にこそ着目すべきだと論じている<sup>(12)</sup>。ロバートソンの指摘は、境界研究の知見が、教育学研究、とりわけ学校教育研究に新たな分析の視点を提供できる可能性を示唆している。

以上のような現状をふまえて、本稿では、教育学研究の理論的空洞を埋めることを目指して、学校教育を「境界づけ」の視点から捉え直してみたい。事例とするのは、無国籍ベトナム系住民をめぐるカンボジア学校教育を通じた排除と包摂の様相である。カンボジアに住む無国籍のベトナム系の子どもたちが直面している問題は、外国籍者や難民、無国籍者等、いわゆる「外国につながる子ども」の教育をめぐるグローバルな課題に通じている。これはロヒンギャにも、在日韓国・朝鮮人にも、ウクライナ難民にも通じるグローバルな課題である。同時に、この問題はローカルな歴史や歴史観と繋がっている。カンボジアのベトナム系住民というローカルな事例から、学校教育を通じた「境界づけ」の機能を明らかにすることで、「外国につながる子ども」の教育というグローバルな課題に対して何らかの示唆を得られるのではないか。

無国籍ベトナム系住民をめぐるカンボジア学校教育を通じた排除と包摂について、境界研究と学校教育研究の知見とをふまえて、これまでに明らかになっていることは以下の3点である。まず、現在カンボジアで生きている無国籍ベトナム系住民は、カンボジア—ベトナム間で歴史的に繰り広げられてきた領土争いの結果生み出された人々であること(物理的な境界の問題)。次に、人々がイメージする両国間の境界イメージによって、ベトナム系住民が時と場によって異なる扱いを受けてきていること(社会構築主義的な境界の問題)。最後に、カンボジアの学校教育は、ベトナム人／ベトナム系住民とは誰であるのかを教育する—または敢えて教育しない—過程で、無国籍ベトナム系住民の子どもを包摂または排除していること(学校教育を通じた排除と包摂の問題)。以下では、これら3つの問題が、カンボジアにおいてどのように表出し、どのように関わり合っているのかを明らかにしていく。なお、一点目については第2節で論じ、二点目を第3節で、三点目は第4節で論じる。

## 2. 物理的な境界の問題

現在のカンボジア・ベトナム間の国境問題は、メコン・デルタをめぐる争いの歴史によるものである。メコン・デルタから北上しようとするベトナムと、それを防衛しベトナム

(12) Susan L. Robertson, "The new spatial politics of (re)bordering and (re)ordering the state-education-citizen relation," *International Review of Education* 57, no. 3 (2011), pp. 277–297.

人を排除しようとするカンボジアの攻防が基本的な構図となっている。

メコン川中流域の農耕民族であったクメール人は、6世紀以降有力となり、7世紀末には海岸部で活躍した扶南を滅ぼしてクメール王朝(真臘)を建てた。その後、12世紀には王朝は最盛期を迎え、メコン・デルタ(クメール語でカンプチア・クロム：低地カンボジア)を含む広大な地域を支配下に置いたが、海上交易が再び盛んになった13世紀ごろから徐々に勢力を弱めていった。17世紀末ごろには江南の阮氏政権が華人を使ってメコン・デルタの開発に乗り出し、プレイ・ノコー(現ホーチミン市)にも進出してベトナム系住民が定住し始めた。その後、19世紀初頭には阮朝のミンマン大帝が大量の移民をカンボジア領に送り込み、1834年から1845年まで、カンボジアは実質的にベトナムの占領下に置かれてベトナム化が試みられたが、各地で叛乱が相次いだ。

1863年、フランスがカンボジアを保護国とし、のちにラオスも保護国化して、植民地支配下にあったベトナムと合わせて仏領インドシナが成立した<sup>(13)</sup>。歴史学者の古田元夫は、中華世界の一員であったベトナムと、「インド化」したカンボジア・ラオスが同一の支配の枠組みの下に編入されたことは、地域秩序に大きな変化をもたらしたと述べる<sup>(14)</sup>。まず、仏領インドシナの内部での移動の活発化がある。とりわけメコン・デルタは、アジア域内の米蔵として開拓が進められ、北部や周辺地域からのベトナム人入植者が増加していく。植民地支配は、同時に、「明確な実線によって描かれる国境」<sup>(15)</sup>の概念を導入し、オランダ領やイギリス領と明確に区切る形で仏領インドシナの境界線が定められることになった。その一方、仏領インドシナ内部では、行政区画線こそ設置されたものの明確な境界が引かれなかった地域もあり、域内の人の往来は活発化していった<sup>(16)</sup>。

仏領期の行政区画が国境線として機能し始めたのは、独立後の1950年代末、南ベトナムのゴー・ディン・ジエム政権とカンボジアのシハヌーク政権との間で国境論争が生じて以降のことである<sup>(17)</sup>。メコン・デルタの国境地帯を「未解決の国境問題」とするシハヌークに対して、ジエム政権は国境問題は存在しないという態度を貫き、メコン・デルタに住む住民たちの帰属を明確化させ、(とりわけ共産化した)カンボジアとの関わりを断絶させるこ

(13) 仏領インドシナは、このほか、直轄地である南部のコーチシナ、保護量のアンナン(南部)、トンキン(北部)の5つから構成されていた。

(14) 古田元夫『東南アジア史10講』岩波書店、2021年、101頁。

(15) 同上、117頁。

(16) 下條尚志「ベトナム—カンボジア国境の越境移動をめぐるローカルな政治：冷戦終結後メコンデルタのクメール人越境者とベトナム国家」『アジア・アフリカ言語文化研究』95号、2018年、151-179頁、156頁。

(17) ジエム政権は、カンボジア政府への対抗として、メコン・デルタに住む「帰属の曖昧な」クメール人に対してベトナム国籍を付与することで、クメール人の管理強化を図った。現在もベトナムに住む彼らは、メコン・デルタ地帯同様カンプチア・クロムと呼ばれる。カンボジア側はこの地をベトナムとの未確定領土としてたびたび言及している。下條尚志『脱植民地化過程のメコンデルタにおけるクメール人の言語・仏教・帰属』『アジア・アフリカ地域研究』15巻1号、2015年、20-48頁、34-35頁。

とによって、南ベトナムの政治的統合を目指した。その後、ベトナム戦争が激化するにしたがって、国境地帯はさらに不安定な状態に陥っていく。国境地帯は、南ベトナム政府、カンボジア王国政府と、それに対抗する解放民族戦線、クメール・ルージュなど、複数の勢力とイデオロギーが対立する場となった。さらに、1975年から4年間に渡りカンボジアを支配したポル・ポト政権は、「純粋なクメール人」の国家建設を追求してベトナム系住民の大半を国外追放とするなど、カンボジア、ベトナム双方で国民意識の醸成と国家の建設に国境線が活用されていった。

1970年代末、ポル・ポト政権が支配していたプノンペンがベトナム軍の支援を受けて陥落し、新たに親ベトナム政権が誕生したことで、国境をめぐる緊張は緩和した。一方で、国境地帯では不安定な状況が続いており、チェックポイントを経ずに裏ルートで人が越境したり、国境を越えた物資の密輸が黙認されていたりと<sup>(18)</sup>、1980年代を通して国境管理は曖昧なままで、透過性は高かったと言えよう。この間に、ポル・ポト政権期に追放されていたベトナム系住民の帰還が進み、ドイモイから逃れて新たにカンボジア領内に移住する者もあった<sup>(19)</sup>。下條尚志によれば、出稼ぎ労働者として不法に移動するメコン・デルタの生活困窮者が1980年代から1990年代を通して存在しており<sup>(20)</sup>、不法であり危険はあるものの、両国間でパスポートなしの越境が度々行われていたという。

以上のように、カンボジア—ベトナム間では、1950年代によく国境が明確に意識されるようになったものの、国境の透過性は比較的高く保たれ、ベトナム人がパスポートを持たずにカンボジア領内に移住・定住する傾向が2000年ごろまで続いていた。その結果、現在カンボジア領内に定住しているベトナム系住民は20万人以上いるとも言われ、かつその多くが非正規滞在、または非正規滞在者の子孫として無国籍状態となっている。

### 3. 社会構築主義的な境界の問題

ベトナムからカンボジアへの移民が生み出されてきた背景には、一方ではカンボジア—ベトナム間のハードな国境をめぐる緊張、他方では国境の透過性の高さ(国境管理の緩さ)があるが、ベトナム系住民を無国籍状態に留め置き、今もベトナム系の無国籍児を生み出し続けている背景には、歴史やその時々的情勢を反映して社会的に構築されてきたカンボジア—ベトナム間の境界イメージが大きく影響している。

コロナ禍の2020年から2021年にかけて、非正規滞在のベトナム系住民を対象とした退

(18) 下條「ベトナム—カンボジア国境の越境移動をめぐるローカルな政治」、156–157頁。

(19) 松井生子「カンボジア農村におけるベトナム人と地方行政の関わり：『不当な』料金徴収とその影響をめぐって」『地域研究ワーキングペーパー』71、カンボジア研究3（京都大学グローバルCOEシリーズ69）、2009年、8頁。

(20) 2000年代以降、ベトナム側の越境者管理が制度化され、パスポートが普及しつつあるという。下條「ベトナム—カンボジア国境の越境移動をめぐるローカルな政治」、165頁。

去命令の発令や強制送還が繰り返し行われた。2021年6月4日、プノンペンポスト紙は、ベトナム系の住民が多く住む川沿いや湖上の水上村に対し、プノンペン特別市が強制退去の通告を出したと報じた。同紙は、続く6月16日にも、政府が移民法を改正し、主にベトナム系住民を対象とした入国管理および不法滞在取締りを強化する方針であると報じている。コロナ禍で経済発展に陰りが見え始めた中で、ベトナム系住民が「ガス抜き」に利用されたものと考えられる。歴史的に見ても、1993年に国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)の監視下で行われた選挙戦の際、少なくとも200人のベトナム系住民が殺害されたのに加え<sup>(21)</sup>、2013年の国政選挙時にも、野党(カンボジア救国党、2017年11月にフン・セン政権により解党)はベトナム系住民の問題を持ち出して政権を攻撃した。平常時にはその存在自体がカンボジア社会・経済に溶け込み、暗黙に了解されている一方で、ベトナム系住民の存在は事あるごとに可視化され、「よそ者」としてのイメージが呼び起こされてきた。

カンボジアは、人口の90%以上を占めるクメール人のほか、山地民のクメール・ルー(高地クメール人)、イスラム系のチャム族、華人など、様々な民族で構成されている。ベトナム系住民は華人に次いで規模の大きな民族グループではあるが、チャム族やクメール・ルーとは全く異なる立場を与えられてきた。というのも、チャム族やクメール・ルーは民族的マイノリティとしての地位を保障され、国籍または市民権を与える代わりにクメール人への同化が期待されてきた経緯があるのに対して、歴史的にカンボジアの領土や資源を脅かす脅威として認識されてきたベトナム系住民は「よそ者」として排除されてきたためである。

こうしたベトナム系住民の「他者化」は、クメール人を中心とした国民国家の形成を狙ったカンボジアのナショナリズムの歴史と深い関係がある<sup>(22)</sup>。ベトナム人や中国人、タイ人など「他者」が作り出されることによってはじめて、「クメール人であるか少なくともクメール語を話し、上座部仏教を信仰し、他のクメール人に受け入れられる振る舞いをする」<sup>(23)</sup>という「われわれ」、つまりカンボジア人像が作られたためだ。フランスによる支配下でも、国語としてのクメール語および国教としてのカンボジア仏教を推進することで、隣国のタイやラオス、ベトナムとの差別化を図る動きが生じていた<sup>(24)</sup>。独立を果たした後も、シアヌーク政権はとりわけベトナム人を明確な「敵」「よそ者」として位置づけ、それによって

(21) Sebastian Strangio, *Hun Sen's Cambodia* (Phnom Penh: Silkworm Books, 2014), p. 57

(22) カンボジアのナショナリズムと他者化については、以下に詳しい。笹川秀夫『アンコールの近代：植民地カンボジアにおける文化と政治』、中央公論新社、2006年、第6章。この中で笹川は、こうしたカンボジアにおける反ベトナム感情は、必ずしも両国の関係の歴史的事実に根ざすものではなく、カンボジアのナショナリズムとの関わりから理解される必要があると述べている(195頁)。

(23) Chou Meng Tarr, "The Vietnamese minority in Cambodia," *Race & Class* 34, no. 2 (1992), pp. 33–47, esp. 36.

(24) Penny Edwards, *Cambodge: The cultivation of a nation, 1860–1945* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2007), pp. 95–97.

クメール人を中心とする国民国家の建設を進めた<sup>(25)</sup>。シアヌーク政権下では、ベトナム人はカンボジア社会には完全に同化できない民族であるとの認識が公に示されたこともある<sup>(26)</sup>。ベトナム人に対する他者化の言説と実践はその後の政権にも引き継がれ、ポルポト政権期に最高潮を迎える。後述するように、1980年代のベトナム統治下においても反ベトナム感情は残存し、その後のUNTAC統治下でも放置されて、現在に至る<sup>(27)</sup>。

ベトナム系住民に対する「よそ者」イメージは、行政的な実践によって今も再生産され、強化されている。まず、現行の憲法を見てみると、憲法ではカンボジア国籍を持つ「クメール国民」を主権者として想定している。次に「クメール国民」について、国籍法(1996年)によれば、外国人の帰化による国籍取得は「クメール化」が承認された場合に認められ、「クメール化」の要件として、以下の6つが挙げられている。

1. 自身が居住するコミューン又はサンカットの長によって発行される、行動が良好かつ高潔であることを証明する文書を有している。
2. 過去に刑事犯罪で有罪宣告を受けたことはないと記した犯罪歴の証明書を有している。
3. カンボジア王国内に居住地を有し、移民法の枠組みに基づき発行される在留カードの受領日から7年間継続的に住んできたことを証明する書類を有している。
4. 帰化の申請時にカンボジア王国に居住地を有している。
5. クメール語を話すことができ、クメール文字を理解でき、クメールの歴史についていくらかの知識を有しており、また、クメール社会と協調して生活でき、優れたクメールの慣習と伝統になじめるという明確な証拠がある。
6. 国に危険も負担ももたらさない精神的及び身体的な態度を取っている(1996年国籍法第4章第8条)<sup>(28)</sup>。

ただし、同法第七条では、「帰化は申請者の権利ではなく、カンボジア王国の好意である。いかなる場合でも、申請は自由裁量で拒絶されることもある」と述べている通り、特定のマイノリティに対して意図的に帰化申請を拒絶することで、当該マイノリティを「クメール国民」の外側に置くことが可能な仕組みになっている。たとえば、一旦発行された居住者カードを警察が没収して帰化申請できなくさせたり、行政機関が証明書の発行のた

(25) Lucrezia Canzutti, "Precarious (non-) citizens: A historical analysis of ethnic Vietnamese' access to citizenship in Cambodia," *Journal of Ethnic and Migration Studies* 48, no. 7 (2022), pp. 1764–1784, esp. 1772–1773.

(26) 1963年に開かれた国民議会は、クメール人への同化が不可能として、ベトナム系住民の帰化を拒否すべきであるという勧告を可決した。

(27) Canzutti, "Precarious (non-) citizens," pp. 1774–1775.

(28) カンボジア王国、Preah Reach Kram NS/RKM/1096/30 (カンボジア国籍法)、1996年10月9日公布、法務省訳[<https://www.moj.go.jp/content/001226844.pdf>] (2022年9月28日閲覧)。



めに高額な賄賂を要求するといったことが行われているとの報告もある<sup>(29)</sup>。これらの実践を通して、たとえ帰化してカンボジア社会に包摂されることを望む場合であっても、多くのベトナム系住民は「外国人」として扱われ、目に見えない境界線を引かれ続けることになる。とりわけ、ベトナムのパスポートや正確な出入国記録を持たない住民にとっては、構造的に、「非正規滞在者」や「無国籍住民」の立場から抜け出すことが難しくなっている。

居住者カードや国籍取得の道が阻まれることで、ベトナム系住民の多くは、土地所有や就労、参政権、社会福祉サービスなどの市民権からも疎外されている。ベトナム系住民が川沿いや湖上に水上村を作って生活しているのは、土地所有権がないことや、公的書類がないために賃貸住宅を借りられないことによる。さらに上に述べたように、たびたび強制退去命令が出て村全体での移動を余儀なくされている。ベトナム系住民は、国境から遠く離れた場所にあっても、社会生活上の様々な制約によって境界線の外側にいることを常に意識させられながら生きている。

#### 4. 学校教育を通じた排除と包摂

ベトナム系住民に対する「よそ者」イメージが生産・再生産される中で、学校教育は二つの意味で重要な役割を果たしている。一つには、「クメール国民」であることと公的な学校教育へのアクセスとが双方向に結びついているために、就学の可否を通して学校教育がベトナム系住民の「よそ者」イメージを強化したり緩和したりする働きを担っている。もう一つの重要な役割に、学校教育の内部で、カリキュラム・教科書の内容や隠れたカリキュラム、日々の教育実践を通して、隣国ベトナムやベトナム系住民に対して特定のイメージを伝達するというものがある。

この2つの役割について、以下ではそれぞれ、ベトナム系住民の就学実態を解明する目的で実施した聞き取り調査(2017年に実施)の結果と、中学社会科の国定教科書の分析結果に基づいて考えてみたい。まず、聞き取り調査では、3つの州にまたがる4つのコミュニティを訪問し、計15世帯に対して①在留の経緯とステータス、②子どもの就学経験と就学実態、③教育に関する将来展望、④国籍の取得に関する希望・展望の4点を聞き取った(図1)。図1から分かるように、4つの調査地のいずれも、物理的な国境付近には位置しておらず、川沿いやトンレサップ湖のほりまたは湖上に位置するコミュニティである。調査対象となった世帯のほとんどが自ら国境を越えてカンボジアにやってきたいわゆる「移民」ではない無国籍世帯である点は、上で整理したベトナム系住民の特徴と合致している。

(29) 松井「カンボジア農村におけるベトナム人と地方行政の関わり」、13-16頁。



図1 調査地の概要

出典：CIAの地図を用いて筆者作成。

次に、中学社会科の教科書の分析は、日本の中学1年～3年生用にあたる7年～9年生用の国定社会科教科書3冊について、ベトナム、ベトナム人およびベトナム系住民に関する記述がある箇所を抽出して翻訳し、記述内容について質的に分析した。カンボジアの中学社会科は地理、歴史、道徳・公民、家庭科の四領域から構成されるが、今回の分析ではそのすべてを対象とした。また、教科書は国定で、半官半民のPublishing and Distribution House (PDH)が出版・配布するものしか存在しないため、政府が取捨選択した「国民が共通に支持することが期待された政治的・文化的な規範に関する知識と、それを支える事実的な知識」<sup>(30)</sup>をそのままの形で提示している資料と言える。なお、分析に用いたのは2021年版(原稿執筆時点では現行のもの)である。

#### 4.1. 学校教育へのアクセスを通じた排除と包摂

カンボジア王国憲法は、第68条において、「国民は、少なくとも9年間の教育を受けなければならない」<sup>(31)</sup>としているため、国籍が取得できないことで、国民を対象とした教育を受ける権利が保障されず、ベトナム系の子どもたちは学校教育から法的に除外される。ここに法的な境界が存在する。実際、筆者が実施した調査で明らかになった15世帯の就

(30) 守谷富士彦、大坂遊、桑山尚司、平田浩一、升谷英子、草原和博「カンボジア中学校社会科授業の現状と再生産の構造」『広島大学大学院教育学研究科紀要』2巻67号、2018年、75-84頁。

(31) カンボジア王国、カンボジア王国憲法、1993年9月21日制定、法務省訳[<https://www.moj.go.jp/content/001182872.pdf>] (2022年9月29日閲覧)。

学実態は表1の通りで、2017年時点で6-15歳の義務教育年齢であった子どもたちのうち、30人中17人がカンボジアとベトナムいずれの公教育にも参加できていなかった。カンボジア全体の不就学率が約9%（2019年）であることに鑑みれば、ベトナム系、特に無国籍のベトナム系の子どもたちの就学はその他の子どもたちに比べて大きく阻害されていることが分かる。そしてそれは同時に、ベトナム系の子どもたちにとって、上に挙げた帰化要件の5点目—クメール語の理解およびクメールの歴史についての知識—を満たすことが難しくなるということでもある。なぜなら、この帰化要件を満たすための最も確実かつほとんど唯一の方法が、政府に認可された学校でカンボジアの国民教育を受け、卒業証書を得ることだからである。ベトナム系の子どもがカンボジアの学校教育から排除されることは、将来的にも国籍取得の道筋が閉ざされるという意味でもある<sup>(32)</sup>。

表1 調査世帯の子どもの就学実態(2017年時点)

	世帯	子の国籍	子の就学状況
調査地A	1	無国籍	子1（6歳）：無認可ベトナム人学校 子2（2歳）：未就学
	2	無国籍	子1（4歳）：無認可ベトナム人学校 子2（0歳）：未就学
	3	カンボジアのみ	子1（13歳）：公立学校+無認可ベトナム人学校 子2（11歳）：公立学校+無認可ベトナム人学校
	4	無国籍	子1（14歳）：公立学校+無認可ベトナム人学校 子2（11歳）：公立学校+無認可ベトナム人学校
調査地B	5	無国籍	子1（14歳）：公立学校→無認可ベトナム人学校 子2（10歳）：公立学校→無認可ベトナム人学校 子3（8歳）：無認可ベトナム人学校
	6	無国籍	子1（12歳）：公立学校+無認可ベトナム人学校 子2・3（10歳双子）：公立学校+無認可ベトナム人学校
	7	無国籍	子1（6歳）：無認可ベトナム人学校
調査地C	8	無国籍	子1（10歳）：準国民学校 子2（8歳）：準国民学校
	9	カンボジアのみ	子1（23歳）：公立学校→家業 子2（20歳）：公立学校→就職 子3（17歳）：公立学校 子4（15歳）：公立学校 子5（12歳）：公立学校

(32) この点については、荻原崇世『『ボーダー』に生きる人々の教育戦略：在カンボジア・ベトナム系住民と学校』『国際教育協力論集』21巻1号、2018年、17-32頁に詳しい。

調査地 D	10	無国籍	子1 (15歳) : 無認可ベトナム人学校→現在は不就学 子2 (12歳) : 未就学
	11	無国籍	子1 (15歳) : 無認可ベトナム人学校→現在は不就学 子2 (12歳) : 無認可ベトナム人学校→現在は不就学 子3 (10歳) : 無認可ベトナム人学校
	12	無国籍	子1 (10歳) : 無認可ベトナム人学校 子2 (8歳) : 未就学
	13	無国籍	子1 (15歳) : 無認可ベトナム人学校→現在は不就学
	14	無国籍	子1 (14歳) : 無認可ベトナム人学校→現在は不就学 子2 (8歳) : 無認可ベトナム人学校 子3 (6歳) : 無認可ベトナム人学校
	15	無国籍	子1 (14歳) : 無認可ベトナム人学校→現在は不就学 子2 (12歳) : 無認可ベトナム人学校 子3 (7歳) : 無認可ベトナム人学校 子4 (5歳) : 未就学

注：公立学校はカンボジア公立学校、準国民学校はベトナム大使館の支援を受けた学校、無認可ベトナム人学校はベトナム系住民たちが自らの手で運営している学校。

出典：筆者作成

ただし、無国籍でもカンボジアの公立学校に通っている、または通った経験のある子どもが6名存在するという事実にも注目すべきであろう。この傾向は特に調査地Aと調査地Bで見られ、逆に調査地CとDではまったく見られなかった。調査地AとBはどちらも完全な水上村ではなく、調査地Aは川沿いではあるが完全な陸上のコミュニティ、調査地Bは川沿いにボートを係留して集住しているコミュニティであり、日常的に陸上のカンボジア社会との往来があって、通学が可能であるという地理的な要因があった。さらに、人権系のNGOがカンボジア側の村長や学校長らに働きかけて、ベトナム系の子どもたちの入学を特別に認めさせてきており、第三者の介入という要因もあった。法的な境界に基づくローカルな境界づけの営みを通して、法的な境界の外側にプラクティカルな境界が、村長・校長・NGOなどのアクターによって作られているのである。

ただし、こうしたプラクティカルな境界は非常に流動的で限定的なものでもある。聞き取りによれば、調査地A・Bともに、特例での就学を認められるのは小学校卒業までで、たとえ小学校を卒業できたとしてもカンボジアの中学校や高校への進学の可能性はほとんどないということであった。さらに、調査地Bでは2015年に強制退去命令が出されて村全体が移住を余儀なくされ、川沿いを数キロ移動したことから、カンボジア社会との往来が困難になり、学校をやめてしまった子どもたちもいた。調査地CとDは完全な水上村で、陸上のカンボジア社会とは物理的に距離があるため、そもそも通学できる範囲に学校がないというのが就学阻害要因のひとつとなっていた。

つまり、カンボジア国籍を持たないベトナム系住民は法的には公教育の対象ではないも

の、特例として無国籍のベトナム系住民を受け入れることが村や学校における現場の実践として行われているということである。日常的にカンボジア社会とベトナム系コミュニティとの間に交流があり、さらに第三者の介入があれば、法律で定められるよりも学校教育のベトナム系住民に対する透過性は高いと言えそうだ。逆に、調査地CやDのような孤立した、またはベトナムとの関係を強く保っているコミュニティにおいては、カンボジアの学校教育への透過性はほとんどない。こうした地理的な透過性の違いに加えて、小学校では特例が認められても中学校では認められないというように、教育段階によっても透過性が変動していることは興味深い。

このように、場所や教育段階、時間によって透過性が変動しているという事実は、改めて、学校教育を通したベトナム系住民の排除と包摂の問題が排除から包摂へという一方向のリニアな矢印ではなく、複雑に変動する動的な現象であることを示している。さらに、学校教育は国籍取得のためのほとんど唯一の方法なのではあるが、カンボジアの学校教育に包摂されたとしても、それが小学校段階に限られる以上、また、行政的な判断で帰化申請が拒否され得る以上、学校教育への包摂が必ずしも国籍取得という意味でのカンボジア社会への包摂へと直線的に繋がるわけではない。特例で小学校への入学は認められても、帰化申請は拒否されるということが起こり得る。特例による包摂がより大きな文脈での排除と繋がっている場合もあることから、学校教育を通した境界づけの問題はより広い社会的、また法的・行政的な排除と包摂の問題とも結びつけて理解していく必要がある。

#### 4.2. 教育内容を通した排除と包摂：社会科教科書の分析から

ここまで、学校教育へのアクセスの可否を通した境界づけが、複雑に変動する動的な現象であることを確認したが、学校教育の中身を通して特定の対ベトナム、対ベトナム系住民の境界イメージが生産／再生産されていると考えられる。ここでは、カンボジアの中学社会科の教科書に描かれるベトナムやベトナム人、対ベトナム関係に関する記述から、学校教育を通してどのような境界イメージが生産／再生産されているのかを考察する。

教科書で描かれるベトナムは、ベトナム系住民が経験している社会的排除の現実とはかなり異なる。これは、主に、ポル・ポト政権期後にベトナムの支援を受けて成立した親ベトナム政権から出たフン・センが現在も政権を握っており、世論の嫌ベトナム感情に容易に便乗することができないことによる。ポル・ポト政権期後の親ベトナムの政権下では、教育分野においてもハノイの影響力は絶大で、ベトナム人アドバイザーの指導の下、社会主義イデオロギーに基づいて学校教育の復興が進められていた<sup>(33)</sup>。しかし、民衆の嫌ベトナム感情は根強く、政府はベトナムの傀儡政権というイメージを薄めるためにアンコール

(33) Thomas Clayton, *Education and the Politics of Language: Hegemony and Pragmatism in Cambodia, 1979–1989* (Hong Kong: Hong Kong University Press, 2000), p. 3, 81, 89.

王朝時代の栄光を強調し、クメール文化への回帰をもとに国民統合を図った。学校教育の中でも、アンコール・ワットをはじめとして、クメール伝統音楽や舞踏などが殊更に強調され、1980年代を通して社会科の中心テーマはクメール文化への回帰に基づく愛国心の涵養であり続けた<sup>(34)</sup>。ただし、アンコール王朝時代の栄光を強調することは、当時その支配下にあり現在はベトナム領となっているメコン・デルタの問題を想起させるという副作用もあった。こうした政治的な背景により、学校教育の中では微妙なバランスでベトナムとの国境イメージが作り出され、伝達されている。

中学校社会科の国定教科書を分析したところ、ベトナムやベトナム人、カンボジアーベトナム関係についての記述が近代までと現代とで大きく異なるという特徴が明らかになった。アンコール王朝の崩壊から脱植民地化後にかけては敵対する勢力や侵入者としてベトナムやベトナム人が描かれているのに対し、現代に入ると好意的な記述が目立つようになるのである。たとえば、中学2年と3年で学ぶ歴史領域の「カンボジアの歴史」の單元では、「(1830年代にベトナムのアンメイ女王の治世下で)ベトナムはクメールの行政制度を再編し、その名をクメールからベトナムへと改め、クメール人から重税を徴収した。ベトナム人はクメールの伝統と文化を排除しようとした」<sup>(35)</sup>のように述べている。同様に、フランス保護領からの独立を達成した直後に関する記述では、「カンボジア王国政府は、領土への侵略と国境沿いの罪のないカンボジア人の虐殺に対して、南ベトナムとの外交関係を一時的に断絶し、1963年8月27日に国交を断絶した」<sup>(36)</sup>というのが見られる。フランスによる植民地化前後の歴史の中では、圧政や侵略、虐殺をキーワードに、カンボジアの土地や人、文化を脅かす存在としてベトナムが描かれている。

これに対して、ポル・ポト政権期後の現代史においては、ベトナムは隣国の友好国として描かれていく<sup>(37)</sup>。ポル・ポト政権崩壊に関する記述では、「1979年1月7日、ベトナム軍はカンブチア救国統一戦線と協力して民主カンブチアを打ち負かし、プノンペンから撤退させた」<sup>(38)</sup>と説明している。加えて、ポル・ポト政権期の人々の生活に関する凄惨な状況の記述と比べると、1980年代のベトナム占領期については非常に好意的な記述が目立ち、コメの収量がポル・ポト政権崩壊時と比べて約8倍になったことを図表で示すなど、ベトナム支配下の復興と成長といった正の側面を強調している。さらに、現代史では、「ベト

(34) Saori Hagai, Yuto Kitamura, Khlok Vichet Ratha, and Will C. Brehm, "Ideologies inside textbooks," in Michelle J. Bellino, James H. Williams, eds., *(Re)Constructing Memory: Education, Identity, and Conflict* (Rotterdam: Sense Publishers Rotterdam, 2017), pp. 49–73.

(35) *Seksaa sangkom thnak ti 8* (『社会科8年生』) 2021年版、125頁。

(36) *Seksaa sangkom thnak ti 9* (『社会科9年生』) 2021年版、115頁。

(37) フランス植民地期については、フランス植民地政府との関係を中心とした記述となっており、仏領インドシナ内でのベトナムとの関係については触れられていなかった。

(38) *Seksaa sangkom thnak ti 9* (『社会科9年生』) 2021年版、129頁。

ナムはラオス、カンボジア、ミャンマーのASEANへの統合に積極的に取り組んできた<sup>(39)</sup>と述べ、ASEAN加盟の悲願達成に至るベトナムの功績を称えている。

一方で、カンボジア―ベトナム間の国境問題があえて描かれていない箇所もある。その一つが、中学2年生の地理領域「東南アジアの諸国」の単元の中にある。ベトナムを取り上げた章で、ベトナムが国境を接しているラオスと中国についてはそれぞれ1,281km、2,130kmと国境線の長さを記載しているのに対し、カンボジアと接している国境線の長さについては明示せず、含みを持たせた書き方をしている<sup>(40)</sup>。また、同じ章の中で現ホーチミン市にクメール語式のプレイ・ノコーを括弧つきで併記しているところにも、メコン・デルタをめぐる両国の微妙な関係が垣間見える。同様に、中学3年の歴史領域「地域の国々の歴史」においても、ベトナムの歴史の中でカンボジアとの関係は1980年代の占領期についてさえ一切記述がない。これは、タイの歴史を扱った章では、クメール王朝へのシャムの侵攻ばかりか2008年のプレアビヒア寺院をめぐる国境紛争にも触れていることとは対照的である。

さらに、道徳・公民にあたる領域では、中学2年生で学ぶ「他の人たちとのつながり」の単元の中に、カンボジアに住むマイノリティの一つとしてベトナム系住民についての記述があり、「ベトナム人は長い間カンボジアに住んでいる。1620年以来多くのベトナム人がメコン・デルタに定住した。1863年、カンボジアがフランスの植民地になると、フランス植民地政府はベトナム人のカンボジアへの移住を奨励した<sup>(41)</sup>とある。チャム族についての箇所では「川沿いやトンレサップ湖沿いに定住することを余儀なくされた<sup>(42)</sup>と明示しているのに対して、ベトナム系住民が置かれた状況については踏み込まず、歴史的事実のみを記述している<sup>(43)</sup>。また、現在進行形の政治課題であるポル・ポト政権期後に定住したベトナム系住民の存在については一切触れていない。

以上から、中学社会科に限定した論ではあるが、学校教育の内容面からは、カンボジア―ベトナム国境に関して曖昧で限定的な境界イメージが作られ伝達されていると言える。ここでの曖昧さは、たとえば時間軸によってベトナム／ベトナム人を敵として描いたり友好的な隣人として描いたりするという方法や、国境問題の核心に迫るような点は敢えて詳しく記述しないという方法によって、意図的に作り上げられた曖昧さと見るのが適切だろう。国民の嫌ベトナム感情に乗じるのではなく、アンコール王朝の栄光の歴史に回帰することでカンボジア国内の国民統合を図るしかないというファン・セン政府の意図が見事に表

(39) *Seksaa sangkom thnak ti 9* (『社会科9年生』) 2021年版、159頁。

(40) 同単元のカンボジアの章でも、国境の長さに関する記述は見られない。

(41) *Seksaa sangkom thnak ti 8* (『社会科8年生』) 2021年版、155頁。

(42) 同上。

(43) ベトナムに関する地理領域の単元ではベトナム側のメコン・デルタに住むクメール人(カンブチア・クロム)についても触れているが、ベトナムを構成する少数民族の一つという記述にとどまっている。

現されている<sup>(44)</sup>。

学校教育を通して伝達されるこうした曖昧で限定的な境界イメージが、先に見た社会構築的な境界イメージにどのような影響を与えうるのかを最後に考えたい。まず、ベトナム系住民のコミュニティでの聞き取り調査では、特にカンボジア社会から最も隔絶された調査地Dでは、「カンボジアから見た一方的な歴史を子どもに学ばせたくない」ため、カンボジアの学校には子どもを通わせたくないと考える親たちがいた。社会科教育を通して、ベトナム政府に配慮した曖昧な国境イメージが提示されていることを包摂的にとらえるとなれば、そうしたベトナム系住民の親たちにとっては朗報と言えるかもしれない。ただし、無国籍のまま現在も水上で暮らすベトナム系住民たちは、少なくとも中学社会科の教科書の中では描写さえされておらず、見えない存在として排除されてしまっている。このことは、当事者にとって決して好ましいことではないだろう。また、現実の国境問題から隔たれた曖昧で限定的な国境イメージが作られ伝達されることで、学校に通うことのできるマジョリティ側の子どもたちにとっても、学校の外で作られ続けるベトナム系住民＝「よそ者」という境界イメージを学び落とす機会を得られないという重大な欠陥がある。したがって、学校教育を通して提示される境界イメージは、ベトナム系住民に対する「よそ者」イメージを強化するものではないものの変革するまでのインパクトは持ちえず、結果的に既存のイメージを再生産することに加担している可能性がある。

### おわりに：学校教育の境界づけ機能

本稿は、学校教育が国民教育を目的としている以上、排除を前提として成立しているという事実に戻り、学校教育を通じた排除と包摂の関係を境界研究の知見を用いて捉え直すことを目的としていた。第1節ではまず、教育学における「境界」の議論を整理し、先行研究では学校教育の中の境界、または学校教育がどのように既存の国境・境界を扱ってきたのかが議論の中心であった一方で、学校教育を通じた「境界づけ」については十分な注意が払われてこなかったことを指摘した。そして、境界研究の知見をふまえ、カンボジアに住むベトナム系住民の事例に基づいて、学校教育の機能を捉え直すための検討課題を3つに整理した。すなわち、①カンボジアーベトナム間の物理的な国境の問題、②社会構築主義的な境界の問題、③学校教育を通じた排除と包摂の問題である。

第2節から第4節では、これら3つの問題について、先行研究や聞き取り調査、教科書分析など様々なデータに基づいて論じた。本稿で展開した議論を整理すると、①カンボジアーベトナム間の国境は高度に緊張した時期を経て、曖昧な国境管理によって近年まで透過性が比較的高く保たれたことで、無国籍ベトナム系住民が生まれ、②社会文化的、また法

(44) ベトナムに関する記述と比較すると、タイに関するものは踏み込んだ記述が多い。この点については今後さらに分析していきたい。



的・行政的な実践によって無国籍ベトナム系住民が「よそ者」の地位に留め置かれている。しかし、学校教育においては、③場所や教育段階、時間によってアクセス面での透過性には流動性があり、無国籍でも入学を許可する事例が見られたうえ、内容面では微妙な政治的バランスの上に政府の意図に沿うベトナム像やベトナム人像を提示しており、包摂的なムーブと見ることもできた。他方で、学校教育を通して作られているプラクティカルな境界と曖昧で限定的な境界イメージは、学校外の文脈(地理的条件、教育段階、第三者の介入など)に高度に依存しているため、学校外で作られる「よそ者」イメージを払しょくするまでのインパクトは持ち得ない可能性が高い。つまり、学校教育を通した無国籍ベトナム系住民の排除と包摂の問題は、物理的な国境の問題や社会構築主義的な境界の問題に大きく影響を受けながらも、どちらにも重要なインパクトを与え得ず、結果的にベトナム系住民を「よそ者」の位置に押しとどめることに加担していると考えられる。

以上をふまえて、学校教育を通した排除と包摂の関係について改めて考察し、本稿の結びとしたい。まず、特例で無国籍ベトナム系の子どもを受け入れる村や学校があったことは、カンボジアの学校への受け入れは国籍保有者に限られるという法的な境界の外側に、現場レベルでプラクティカルな境界が引かれているという事実を示すもので、学校がローカルに「境界づけ」の機能を担っていることを如実に表している。さらに、境界づけによって引かれた境界線を膜と捉え、無国籍ベトナム系住民の受け入れ状況をその「透過性」として捉え直すと、学校教育の透過性は、教育段階に加えて、地理的要因、時間的要因、および第三者の介入などの学校外の要因によっても高くなったり低くなったりして変動していることが示された。つまり、学校教育を通した排除と包摂は、法律や政策の次元で想定される排除から包摂への一方向的でリニアなプロセスではなく、臨機応変な現場の実践による可逆的かつ流動的なプロセスでとして捉えるのが適切である。さらに、物理的な国境の問題および社会構築主義的な境界の問題が内在する政治的・社会的文脈の中で学校教育が営まれているため、学校現場における包摂的なムーブとその影響は非常に限定的で、巨視的にはアクセスや教育内容を通して、学校教育が既存の「よそ者」イメージの再生産に加担している可能性が高かった。つまり、ベトナム系住民の排除と包摂の諸要素は、学校教育の中に入れ子状に共存していて、さらに学校外の要因によってそのバランスが絶えず変化していると捉えることができる。

これらの知見は、学校教育の「境界づけ」の機能について、さらなる理論化が必要であることを示している。これまでの教育学研究では、マイノリティの子どもを学校教育に包摂することを一義的な目的としてきたため、誰が学校に通えていないか、すべての子どもが学校に通えるようにするためにはどうしたら良いか、という視点で議論されてきた。こうした議論では、学校教育は既存の境界や境界イメージの内側で営まれているに過ぎないといった単純化した見方に基づいているために、境界の問題が背景へと押しやられ、教育省

の政策立案者のみならず、村長や校長、教師たちが、学校教育という営みを通して、特定のマイノリティに対してどのように境界を描いているのか、また、何のために、どのような境界イメージを作り伝達しているのかという、学校教育による「境界づけ」の側面は見落とされてきた。現場レベルでプラクティカルな境界を引いたり、既存のイメージとは異なる像を提示したりすることを通して—重要なインパクトを持ち得ていないにしても—学校教育を通して独自に境界線が描かれている事実は、教育的な検討の対象とはなり得なかったのである。

本稿は、境界研究の知見をふまえて、学校教育を通じた排除と包摂に関する理論的空洞を埋めるための第一歩であり、残された課題も多い。たとえば、本稿では学校教育の中でも見えやすいアクセスと内容のみに着目し、また、内容面でも中学社会科教科書のみを分析の対象としたため、教科書に書かれた内容が教室の中でどのように教えられ(実施されたカリキュラム)、子どもたちが実際に何を学んでいるのか(学ばれたカリキュラム)、また、教科教育の外側にある隠れたカリキュラムも含めて、学校教育を通じた排除と包摂の問題の全体像に接近できたわけではない。とりわけ、なぜ特定の村の学校だけがベトナム系の子どもを受け入れているのか、そうした学校の校長や教師たちが、ベトナム系の子どもについてどのような認識を持っているのかといった、「境界づけ」が実際に行われている現場レベルの視点は全く検討できていない。この点については、さらに多角的なデータを用いた考察が必要である。また、本稿ではベトナム系住民に着目したが、たとえばカンボジアに住む他の少数民族をめぐる境界イメージとの比較や、ベトナムの学校教育を通して作られ伝達されるクメール人(カンプチア・クロム)に対する境界イメージとの比較なども有効であろう。さらには、他国の学校教育が生み出す多様な「境界」の実態を解明し、比較することで、「境界づけ」機能を軸に学校教育を脱構築していくことが必要である。